

路面電車の安全確保及び利便向上に関する 行政評価・監視

〈調査結果に基づく所見表示〉

参考資料（長崎分）

平成 25年 3月 26日
九州管区行政評価局

○ 3 軌道経営者別の概要

事業者名	長崎電気軌道株式会社						熊本市交通局						鹿児島市交通局					
特許年月	明治45年 4 月						大正10年11月						明治44年 8 月					
輸送人員の推移 (千人)	20年度		21年度		22年度		20年度		21年度		22年度		20年度		21年度		22年度	
		19,045		18,590		17,866		9,568		9,241		9,537		10,868		10,397		10,537
営業キロ (電停数)	11.5km (39電停)						12.1km (35電停)						13.1km (37電停)					
車両数 (うち低床車両)	79編成 (5 編成)						44編成 (7 編成)						55編成 (13編成)					
運転事故等 (件)	22年度		23年度		24年度		22年度		23年度		24年度		22年度		23年度		24年度	
		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出		うち 届出
	78	13	73	10	37	5	39	5	42	2	41	3	38	6	50	3	22	2

1 九州運輸局の「九州運輸要覧（平成23年度版）」等に基づき、当局が作成

2 運転事故等は、軌道経営者が軌道事故等報告規則（昭和62年運輸省・建設省告示第1号）の規定に基づき、九州運輸局に届け出た運転事故、輸送障害等及び同運輸局に報告を要しない接触事故等の合計であり、「届出」は、上記の九州運輸局に報告を行ったものである。

また、平成24年度については、11月30日までの実績である。

○ 路面電車の運転事故等の原因

(単位：件、%)

区分	23年度				24年度 (11月30日まで)				計			
	有責	無責	未確定	小計	有責	無責	未確定	小計	有責	無責	未確定	小計
長崎電気軌道	4	66	0	70	3	32	0	35	7	98	0	105
熊本市交通局	7	33	2	42	5	27	9	41	12	60	11	83
鹿児島市交通局	4	44	2	50	3	18	1	22	7	62	3	72
計 (割合)	15	143	4	162	11	77	10	98	26 (10.0)	220 (84.6)	14 (5.4)	260 (100)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「有責」は軌道経営者に起因するもの、「無責」は自動車等側に起因するもの、「未確定」は「有責」か「無責」かの区分が確定していないものである。
 3 長崎電気軌道の月次事故報告書には、有責、無責等の区分が明示されていないため、同報告書における原因欄の「自動車の直前進入」、「運転士の注意不足」等の記載内容から、当局が判断を行い、区分を行ったものである。また、運転事故等のうち、輸送障害、車内転倒等及びインシデントは含まない。
 4 熊本市交通局では、ドライブレコーダーの映像を同交通局の職員と自動車等の運転手の双方で確認し、運転士と自動車等のどちらに原因があるかの区分を行っている。なお、インシデントは含まない。
 5 鹿児島市交通局では、同交通局の運転士に対する事故状況の聴取並びに同交通局の職員、自動車等の運転手及び警察官の3者による現場検証により、事故の原因の判断を行っている。

○ 道路交通法における路面電車の軌道敷に係る規定

道路交通法（昭和35年法律第105号）（抜粋）

（軌道敷内の通行）

第二十一条 車両（トロリーバスを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、左折し、右折し、横断し、若しくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。

2 車両は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、軌道敷内を通行することができる。この場合において、車両は、路面電車の通行を妨げてはならない。

一 当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分の幅員が当該車両の通行のため十分なものでないとき。

二 当該車両が、道路の損壊、道路工事その他の障害のため当該道路の左側部分から軌道敷を除いた部分を通行することができないとき。

三 道路標識等により軌道敷内を通行することができることとされている自動車が行き止まり線が通行するとき。

3 軌道敷内を通行する車両は、後方から路面電車が接近してきたときは、当該路面電車の正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに軌道敷外に出るか、又は当該路面電車から必要な距離を保つようにしなければならない。

○ 道路障害、踏切障害及び接触事故等が6回以上発生している区間（長崎電気軌道）

区間	22年度	23年度	24年度	計	査定評価対象箇所	
					23年度	24年度
長崎駅前～桜町	6	5	5	16		
銭座町～宝町	8	6	2	16	○	○
観光通り～思案橋	5	6	2	13		○
思案橋～正覚寺下	5	3	2	10	○	
赤迫～住吉	3	3	3	9		
築町～出島	4	0	5	9		
若葉町～長崎大学前	3	2	3	8		
長崎大学前～岩屋橋	3	4	1	8		
五島町～大波止	4	1	2	7		
茂里町～銭座町	3	3	0	6	○	
築町～市民病院前	3	2	1	6	○	
諏訪神社前～公会堂前	1	5	0	6		○
大学病院前～浦上駅前	2	2	2	6		

同一区間で6回以上の接触事故等が発生しているにもかかわらず、査定評価対象箇所に指定されていない。

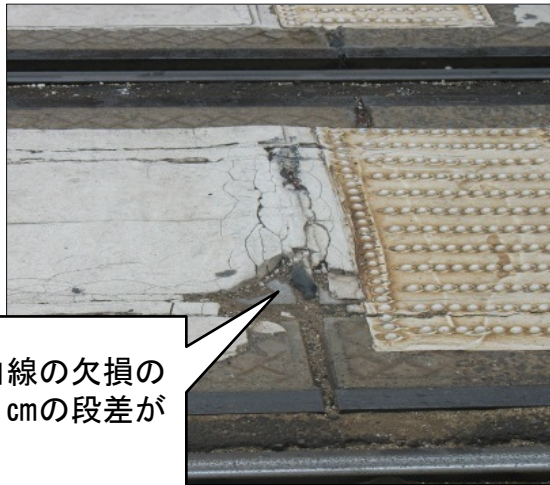
（注）平成24年度は、11月30日までの実績である。

当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

○ 横断歩道の軌道敷及びホームの亀裂、隆起等による凹凸があるもの

横断歩道の軌道敷の凹凸

桜町停留場



横断歩道白線の欠損のため高さ約2 cmの段差が生じている。

浦上駅前停留場



敷石がレール面よりも高くなっており、高さ約3 cmの段差が生じている。

ホームの凹凸

銭座町停留場 (下りホーム)



インターロッキングが波打っており、高さ約1 cmの段差が生じている。

当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

- ホーム幅員が基準（片側を使用する場合、ホーム幅1.5メートル以上）を充足していないもの

思案橋停留場
（上りホーム）



観光通り停留場
（上りホーム）



住吉停留場
（上りホーム）



当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

- 視覚障害者の転落を防止するための点状ブロック等が設置されていないもの。ホームに転落防止柵の未設置区間があるもの

視覚障害者の転落を防止するための点状ブロック等が設置されていないもの



赤迫停留場（上りと下りでホームは共通）

ホームに転落防止柵の未設置区間があるもの



蛍茶屋停留場（上りと下りでホームは共通）

当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

○ スロープが旅客施設円滑化基準を充足していないもの

旅客施設の円滑化基準

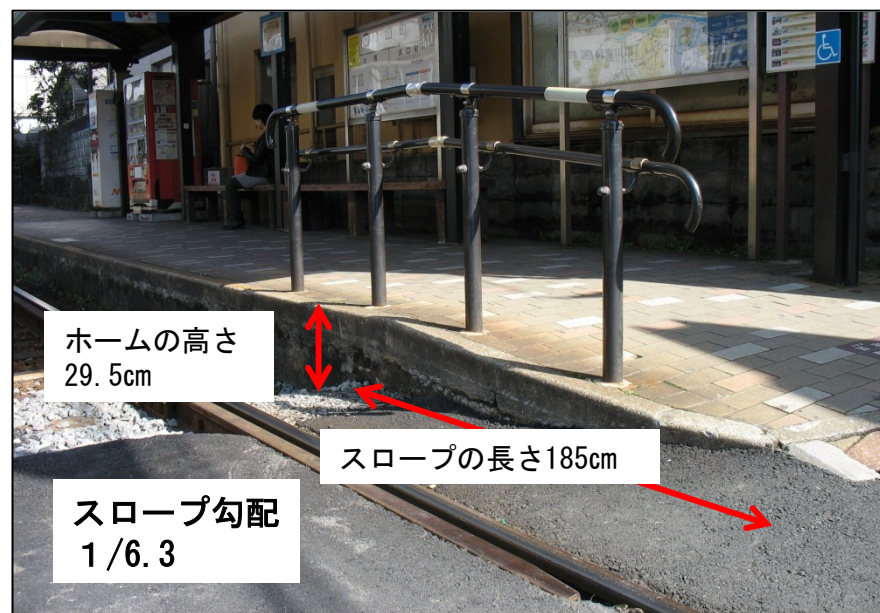
- ・ スロープ幅：120cm以上
- ・ スロープ勾配：1/12以下
- ・ スロープの両側に手すりを設置

スロープ幅が基準を充足しておらず、手すりも設置されていないもの



銭座町停留場（下りホーム）

スロープ勾配が基準を充足しておらず、手すりも片側にしか設置されていないもの

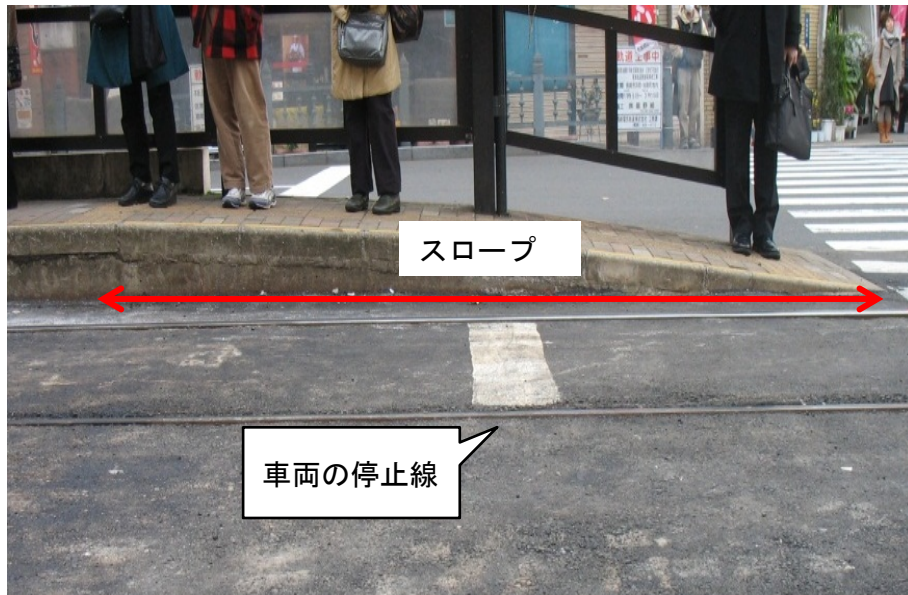


松山町停留場（下りホーム）

当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

○ その他（車両の停止位置が不適切となっているもの）

思案橋停留場（上りホーム）



当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

○ 停留場における運転時刻表の掲示が適切に行われていないもの

出島停留場（上りホーム）

時刻	平日	休日
6	43	
7	00 06 12 20 24 28 32 36 40 41 45 49 51 53 57 58	
8	01 05 07 09 13 17 21 24 28 32 35 38 42 46 50 54 56 58	
5	この間おおむね 5分間隔 にて運行	
20	02 08 14 20 26 32 38 44 50 56	
21	02 08 14 20 26 32 38 44 50 56	
22	02 08 14 20 26 32 39 46 53 59	
23	03 浦上車庫行 07 浦上車庫行	

日祝日の発車時刻を表す赤色の表示が消えており、判読が困難となっている。

公会堂前（4・5系乗り場）停留場（上りホーム）

時刻	平日	休日
6	22	
7	23	
8	24	
5	この間おおむね 5分間隔 にて運行	
21	06 14 22 36 51	01 09 17 28 43 57
22	06 21 36	12 27 47 (終)57
23		

22時については、現在の発着時刻は4分、20分、36分

22時については、現在の発着時刻は18分、33分、47分

現在運用している運転時刻表が掲示されていない。

当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

○ 停留場における運転系統図の掲示が適切に行われていないもの

停留場において運転系統図が掲示されていないもの

市民病院前停留場（上りホーム）



運転系統図が掲示されていない。

停留場の運転系統図の一部が破損しており、乗換・乗継停留場を確認することが困難なもの

大浦海岸通り停留場（下りホーム）



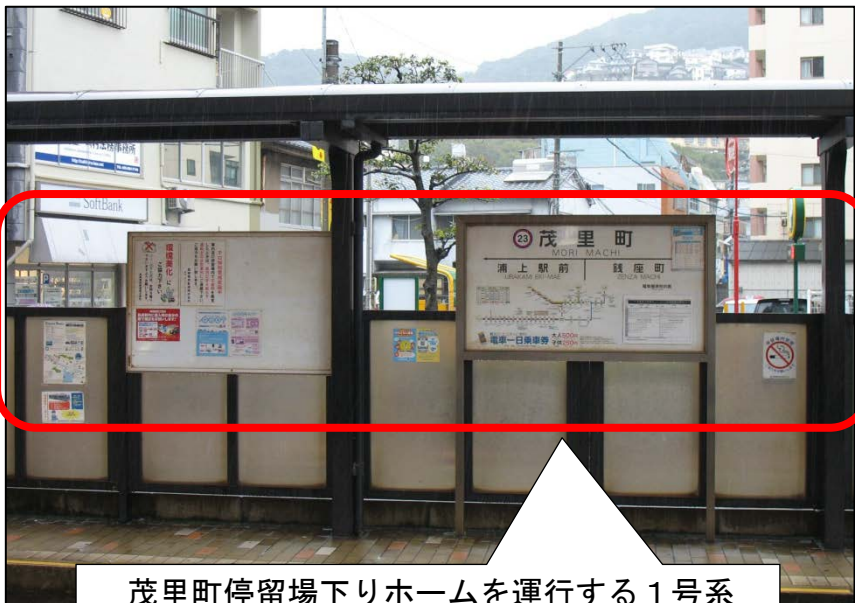
他の停留場の運転系統図では、「築町」の下に赤字で「のりつぎ」と表示されているが、この表示が欠損している。

当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

○ 停留場に乗換・乗継手続の案内が掲示されていないもの

茂里町停留場（下りホーム）

（参考）停留場に乗換・乗継手続の案内が掲示されている例



茂里町停留場下りホームを運行する1号系統（赤迫停留場～正覚寺下停留場）から、5号系統（蛸茶屋停留場～石橋停留場）に乗換・乗継を行う場合、築町停留場では無料で乗換・乗継を行うことが可能であるが、この乗換・乗継手続の案内が掲示されていない。

五島町停留場（下りホーム）



当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

○ 車いすの利用が可能な停留場の案内が適切に行われていないもの

車いすの利用が可能な旨の表示が破損しており、車いすの利用が可能なことが確認できないもの

出島停留場（上りホーム）

指摘事例



改善後



車いすの利用が可能でないにもかかわらず、車いすの利用が可能な旨の表示が行われているもの

観光通り停留場（下りホーム）

指摘事例



改善後



当局が指摘した主な事例（長崎分のみ）

- ホームへの車いす使用者用乗降口の停止位置の表示が行われていないもの

茂里町停留場（上りホーム）



ホームへの車いす使用者用乗降口の停止位置の表示が行われていない。